

[事案 25-104] 保険料返還請求

・平成 26 年 1 月 29 日 裁定打切り

<事案の概要>

契約者ではない第三者が、契約者の知らないうちに契約を不成立とし、契約者以外の他人の口座に保険料が返金されたとして、保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 12 月、こども保険を契約し、自分の名義にて義母が保険料を支払ったが、平成 24 年 1 月に義父から保険会社への申出により契約が不成立とされ、同年 2 月に保険料が義母に返還されたことが判明した。契約者である自分の知らないうちに第三者（義父）により保険が取り消され、保険料を他人（義母）へ返還している事実は明らかであるから、保険料全額を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の実質的契約者は申立人の義母である。
- (2) 保険料を負担したのは申立人の義母であり、申立人に保険料を返還する理由はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定打切り通知にその理由を明記し、裁定手続を打ち切ることにした。

1. 本件は、契約者を申立人として申込みを行ったこと、申立人の義母が保険料を負担したことについては争いはなく、争点は、申立人の返還請求における、契約申込者たる地位に基づく返還請求権または不当利得の損失者としての返還請求権の存否である。
2. しかしながら、実質的な契約申込者または損失者が誰であるかという点については、単に契約者の名義によって直ちに決定されるわけではなく、申立人や募集人のみならず、実際に保険料を負担した者から事情聴取を行うことにより事実関係を確認して判断する必要がある。しかしながら、当審査会は裁判外紛争解決機関であり、当事者以外の第三者の供述を求める手続を有していないことから、義母らに対して事情聴取を行うことができない。
3. したがって、かかる事実の認定は、義母らの手続参加が可能で、また当事者の反対尋問権が保障され（民事訴訟法 202 条、210 条）、宣誓した上での虚偽の供述には、証人については偽証罪（刑法 169 条）等の制裁が課される、裁判所（訴訟）における証拠調べ手続により行うことが適切であり、そのような制度のない裁判外紛争解決機関である当審査会において行うことは適当でない。